

2023年4月版

ご契約のしおり・約款

指定通貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)



ニッセイ・ウェルス生命

ご契約のしおり・約 款

指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）

目 次

ご契約のしおり

■主な保険用語のご説明（50音順）	1
■お願いとお知らせ	3
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について	3
●生命保険募集人	3
●申込書・告知書の記入上のご注意	3
●当社の組織形態	3
●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	3
●個人情報のお取扱い	3
●「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	4
●「生命保険契約者保護機構」について	7
●金融商品取引法における投資家区分について	8
●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い	9
■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項	10
●告知義務について	10
●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について	11
●保険証券のご確認	12
●一時払保険料のお払込みと領収証	12
●ご契約の責任開始期	13
●適用する為替レート	14
●ご契約にかかる費用	14
●解約払戻金について	15
●生命保険会社の業務または財産の状況変化により元本欠損が生じる場合	15
●為替リスク	15
■指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の特徴としくみ	16
●この保険の特徴	16
●給付金等について	18
●健康給付特則について	21
■給付金等のお支払いについて	23
●給付金等のご請求について	23
●給付金等をお支払いできない場合について	24
●給付金等をお支払いできない場合またはお支払いする場合の具体例	27
■付加できる特約について	29
●保険料円入金特約	29
●入院給付金等支払通貨指定特約	29
●円支払特約Ⅱ	30
●保険契約者代理特約	30
●指定代理請求特約	31
■ご契約後について	33
●各種変更・請求手続きについて	33
●カスタマーサービスセンターについて	33
●解約について	34

●入院給付金日額の減額	34
●被保険者によるご契約者への解約請求について	34
●差押債権者、破産管財人等による解約について	35
●管轄裁判所	35
●時効	35
■生命保険料控除と税金について	36

約 款

●指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）普通保険約款	39
●保険料円入金特約	61
●入院給付金等支払通貨指定特約	62
●円支払特約Ⅱ	64
●保険契約者代理特約	69
●指定代理請求特約	74
●情報端末による保険契約の申込等に関する特約	78

ご契約のしおり

指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）

■主な保険用語のご説明(50音順)

あ行

▼一時払保険料相当額

ご契約の申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立したときには一時払保険料に充当します。

か行

▼解除

ご契約後、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下「当社」といいます）がご契約の効力を消滅させることをいいます。

▼解約

ご契約者がご契約の効力を消滅させ、払戻金をご請求いただくことをいいます。

▼解約払戻金

ご契約が解約されたときなどにご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

▼給付金

入院されたときや手術されたとき等にお支払いするお金のことをいいます。

▼契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年のご契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月のご契約日に対応する日のことをいいます。

▼契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。

▼契約初期費用

ご契約締結等にかかる費用のことをいい、一時払保険料から控除します。

▼契約年齢

ご契約における被保険者の満年齢です。

(例) 62歳11ヶ月29日の方は62歳になります。

▼契約日

ご契約年齢や保険期間等の計算の基準日のことをいい、責任開始日を契約日とします。

▼告知義務

ご契約者と被保険者がご契約のお申込みをされたときなどに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していくだく義務のことをいいます。その際に事実が告げられなかつたときには、当社は告知義務違反としてご契約の効力を消滅させることができます。

さ行

▼指定通貨

ご契約に適用される通貨のことをいい、ご契約時に、日本国通貨（以下「円」といいます）・アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます）・オーストラリア通貨（以下「豪ドル」といいます）より指定します。

▼死亡保険金

被保険者が亡くなられたときにお支払いするお金のことをいいます。

▼死亡保険金受取人

死亡保険金を受取る人のことをいいます。

▼主契約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。

▼情報端末を利用したお申込み

携帯端末等の情報処理機器を利用してご契約のお申込みのことをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を附加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

▼責任開始期（日）

お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをい、その責任開始期の属する日を責任開始（の）日といいます。

▼責任準備金

将来の給付金や死亡保険金（以下「給付金等」といいます）をお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

た行

▼特則

主契約（または特約）の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約（または特約）と異なる特別なお約束をする目的で主契約（または特約）の中で設定する規定のことをいいます。

▼特約

主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

は行

▼被保険者

生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

▼保険期間

ご契約日からご契約が消滅する日までのことをいいます。

▼保険証券

ご契約の入院給付金日額等のご契約内容を記載したものをおいいます。

▼保険年度

ご契約日から起算して、満1ヵ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度といいます。

や行**▼約款**

ご契約についてのとりきめを記載したものをいいます。

■お願いとお知らせ

●保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

●申込書・告知書の記入上のご注意

- 申込書は、契約内容を明らかにする重要な書類です。
- 申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。また、ご記入後は内容を十分ご確認のうえ、自署をお願いします。

※情報端末を利用したお申込みの場合は、情報端末のお手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。

●当社の組織形態

- 保険会社の会社組織形態には相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

ご契約中の保険契約を解約・減額するときには、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約、減額された場合は、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ご契約中の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。
- 現在ご契約中の保険契約のままであれば、保険金等をお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺した場合等、保険金等をお支払いできないことがあります。

●個人情報のお取扱い

●個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を次の目的のために利用いたします。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

※当社は機微（センシティブ）情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持致します。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

●機微（センシティブ）情報

当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含みます。

なお、機微（センシティブ）情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

●個人情報の提供について

当社は業務上必要な範囲において個人情報を第三者提供することがあります。

①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払いに際して、医療機関や契約確認会社へ業務上必要な照会を行う場合

②お申込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合

再保険会社（外国にある再保険会社を含む）における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があります。

③各種保険契約の保険金・給付金等のお支払いに際して、金融機関等に提供する場合

④ご契約をお引受けできない場合、ご契約時あるいはご請求時の被保険者の健康状態により保険金・給付金等をお支払いできない場合、およびご継続いただけない場合等において、その旨をご契約者、被保険者、受取人等に通知する場合

当社は、上記の他、ご契約者等当該個人情報のご提供者の同意がある場合および法令で情報の開示（第三者提供）が許容されている場合には個人情報を第三者に提供することができます。なお、当社は業務上必要な範囲においてお客様の同意を得ることなく、嘱託医、面接士、生命保険募集代理店、収納代行会社等委託先へ個人情報を提供することができます。

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める場合を除き、第三者に提供することはありません。

●「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

●「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- ・保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
 - ・一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
 - ・なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

【登録事項】

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。
(<https://www.nw-life.co.jp/privacypolicy/insurance.html>)

● 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- ・当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等

の判断」といいます) の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- ・保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします)
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
 - ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
 - オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。
(<https://www.nw-life.co.jp/privacypolicy/payments.html>)

●「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = 90% - [(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2]

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

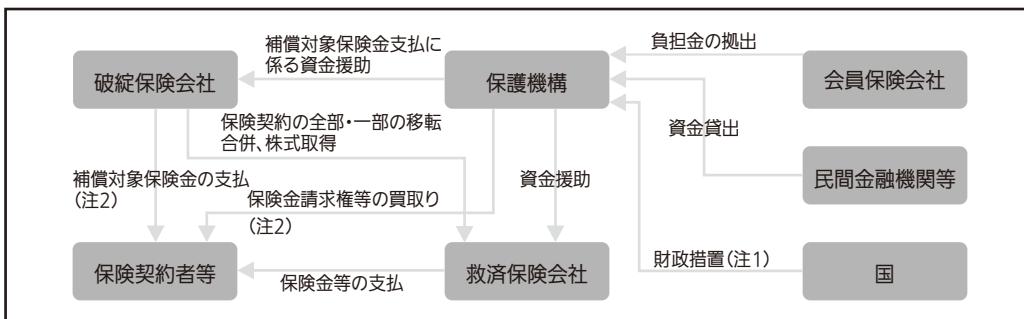
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

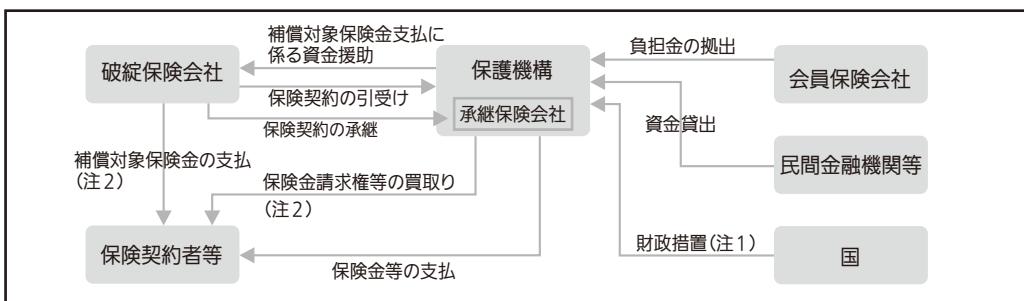
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

●金融商品取引法における投資家区分について

●金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、「特定投資家」のお客さまは当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてお取扱いするようにお申しいただくことができます。
- お手続き方法や特定投資家制度の詳細の説明を希望される場合は当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。

<ご注意>

お客さまを「特定投資家」としてお取扱いする際は、次に掲げる法令規定が適用されません。

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第45条各号に掲げる次の規定
 - ・広告等の規制
 - ・適合性原則に基づく保険募集
 - ・契約締結前の書面の交付、契約締結時等の書面の交付

- 金融商品販売法第3条第1項の規定(重要事項説明義務)およびこれに係る同法の損害賠償責任にかかる規定

ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」としてのお取扱いと「一般投資家」としてのお取扱いとで、保険契約のお申込みのお手続き等に相違はございません。「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

● 「一般投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の3および4の規定により、「一般投資家」のお客さまは、当社に対して「特定投資家」としてお取扱いするようお申し出いただることができます。ご希望の場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

【ご参考－特定投資家制度】

以下の特定投資家制度の詳細については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

特定投資家		一般投資家	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可能 (*1)	特定投資家への移行可能	特定投資家への移行不可
<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・日本銀行 ・適格機関投資家 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ・資本金5億円以上と見込まれる株式会社 ・その他「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第23条に掲げる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・特定投資家に該当しない法人 ・個人 (以下の要件を全て充足 (*2)) <承諾日において> ①純資産額3億円以上の見込み ②投資性のある金融資産3億円以上の見込み ③最初の特定保険契約締結から1年以上経過など 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に該当しない個人

*1 金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する特定投資家

*2 個人のお客さまにつきましては、上に掲げる移行要件にすべて該当していることに加え、お客さま保護の観点から、お客さまにお客さまの知識や投資経験などについてご質問をさせて頂き、お客さまからの移行のお申出をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

※特定投資家制度の詳細につきましては、当社ホームページでもご確認いただけます。

ホームページアドレス www.nw-life.co.jp

●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っております。

これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

なお、確認させていただきました本人特定事項等が変更となりました場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項

●告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態等当社が「告知書」（情報端末のお手続き画面を含みます）でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

●告知受領権について

告知受領権は生命保険会社が有しています。

生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●ご契約のお申込み内容や告知内容のご確認について

当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金等のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。

●傷病歴・通院事実等を告知された場合

- ご契約のお引受けについて、告知の内容等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
 - 無条件でご契約をお引受けさせていただく
 - 今回のご契約はお断りさせていただく

●告知義務違反について

- 告知いただくことは、告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。
- 責任開始の日から2年を経過していても、給付金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められた場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません（ただし、「給付金等の支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすることができます）。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

<ご注意>

- 上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- 告知義務違反による解除の対象外となる 2 年経過後にも取消となることがあります。
- また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

<ご注意>

- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。
 - 一般のご契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- また、詐欺によるご契約の取消の規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為がその適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり新たなご契約が解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願ひいたします。

●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して 8 日以内であれば、書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）により保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- お申込みの撤回等は、書面（郵送）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る書面を発信した時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により当社の本店（カスタマーサービスセンター）宛に発信してください。
電磁的記録（電子メール）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る電子メールが当社に到達した時に効力を生じますので、次のメールアドレス宛に送信してください。

co@nw-life.co.jp

これらの場合、書面または電子メールには、ご契約者・被保険者の氏名、申込番号または証券番号、一時払保険料、取扱代理店名、振込口座、申出日、ご契約者の住所、電話番号をご記入いただき、ご署名（書面による場合のみ）のうえ、保険契約のお申込みの撤回等をする旨を明記してください。

【書面送付先】

〒 141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター宛

【電子メール送付先】

co@nw-life.co.jp

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします（外国通貨建契約において、保険料を外国通貨にてご入金いただいた場合、同額の外国通貨にてお返しします）。
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求いたしません。
- 次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。
 - ①申込者等が、営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業として締結する保険契約としてお申込みをした場合
 - ②当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約である場合
 - ③既に締結されている保険契約の内容の変更に係るものである場合
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に保険金等の支払事由

が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

- お申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

<ご注意>

- 保険契約のお申込みの撤回等は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内（書面による場合は消印有効、電子メールによる場合は当社必着）に書面または電子メールにて、お申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。

書面または電子メールによるお申出が必要となります。
募集代理店の本支店では受付けることはできません。

ご記入いただく事項

- ①申込撤回の旨の文言
- ②保険契約者様の氏名
- ③被保険者様の氏名
- ④申込番号または証券番号
- ⑤一時払保険料（お払込みの際の通貨）
- ⑥取扱代理店名
- ⑦振込口座
- ⑧口座名義人（外国通貨でお払込みの場合は、アルファベット表記）
- ⑨申出日
- ⑩保険契約者様の住所／電話番号
- ⑪保険契約者様の氏名（書面の場合は自署）

お申込みの撤回等のお申出の記入例

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 御中

私は契約の申込の撤回を行います。
保険契約者 ○○○
被保険者 △△△△
申込番号（証券番号） XXXXXXXXXX
一時払保険料 ○○, ○○○米ドル
取扱代理店 XXX XX支店
振込口座 XX銀行 XX支店 普通XXXXXX
口座名義人 ○○○
○○○○年○月○日
住所 ○○県○○市△△町×丁目×番地×号
電話番号 ○○○(○○○○)○○○○
氏名 ○○○○

●保険証券のご確認

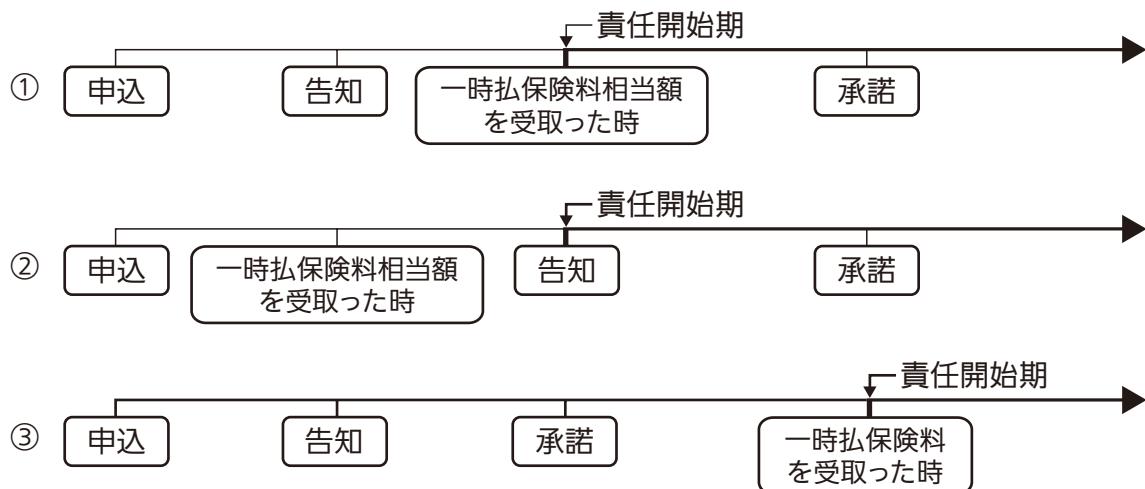
- ご契約をお引受けしますと、当社は「保険証券」をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容と相違していないか、もう一度ご確認ください。万一、相違していたり、ご不明な点がございましたら、お手数でもカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 保険証券は各種手続きに必要となりますので、大切に保管ください。

●一時払保険料のお払込みと領収証

ご契約のお申込みに際しては、ご契約者に一時払保険料を当社の指定する金融機関の口座への送金によりお払込みいただきます。この場合、領収証は発行しません。保険証券がお手元に届くまでの間、金融機関から発行される振込金受取書は大切に保管してください。

●ご契約の責任開始期

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合には、当社は一時払保険料（相当額）を受取った時（告知される前に受取ったときは告知の時）から契約上の責任を負います。
- 責任開始期について図示すると、次のようになります。



●適用する為替レート

- この保険のご契約において円を外国通貨に換算する場合、または、外国通貨を円に換算する場合には、当社所定の為替レートを用います。

当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日等におけるTTM（対顧客電信仲値）（＊）またはTTM（対顧客電信仲値）（＊）に為替手数料を含んだ額となります。

*TTM（対顧客電信仲値）とは、銀行が当日の東京外国為替市場の直物為替相場実勢（市場取引に用いられます）を基準にして決定する顧客取引に用いる売買相場の仲値をいいます。TTM（対顧客電信仲値）は午前10時から11時頃公示され、原則その日中適用されます。ただし、このレートから大きく乖離したときは新たなTTM（対顧客電信仲値）が公示されますが、1日のうちにTTMの公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用います。

保険料円入金特約の為替レート	TTM + 50銭
入院給付金等支払通貨指定特約の為替レート	TTM
円支払特約Ⅱの為替レート	TTM - 50銭

※上記の取扱いは2023年1月現在のもので、将来変更されることがあります。

※募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。なお、外国通貨建の保険料を円貨にてご用意いただく際には、募集代理店にて取扱う換算レートと保険料円入金特約での換算レートとは、異なる場合があります。

●ご契約にかかる費用

以下の費用をご負担いただきます。

○ご契約時の費用

契約初期費用（ご契約の締結等にかかる費用）として、次の費用を一時払保険料から控除します。

指定通貨	契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)
円	3.0%
米ドル・豪ドル	6.0%

○保険期間中の費用

ご契約の締結、ご契約の維持（健康給付特則を付加した場合は特則の維持にかかる費用を含みます）および給付金等の保障に必要な費用を定期的に責任準備金から控除します。

これらの費用は、契約年齢・性別・経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

○外国通貨のお取扱いに必要となる費用

- 外国通貨建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を外国通貨でお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の外貨取扱手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、当社からお支払いする給付金等を外国通貨でお受取りになる際や、その外国通貨を円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- 保険料円入金特約（＊）の付加により保険料を円貨でお払込みいただく場合、または、円支払特約Ⅱにおいて外国通貨を円に換算する場合の為替レートとTTM（対顧客電信仲値）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

※募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。

●解約払戻金について

保険期間中の解約払戻金は抑制されており、契約日から11年間は一時払保険料相当額の80%、その後、毎年一時払保険料相当額の1%の金額が増加し、契約日から30年経過後は一時払保険料相当額となります。

●生命保険会社の業務または財産の状況変化により元本欠損が生じる場合

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減される場合があります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

※生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

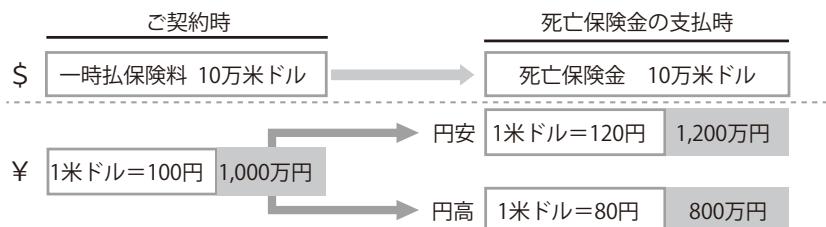
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

●為替リスク

指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。したがって、為替相場の変動により、給付金や保険金、解約払戻金等の受取時の円換算額がご契約時の為替相場による円換算額や一時払保険料のご契約時の円換算額を下回ることがあります。

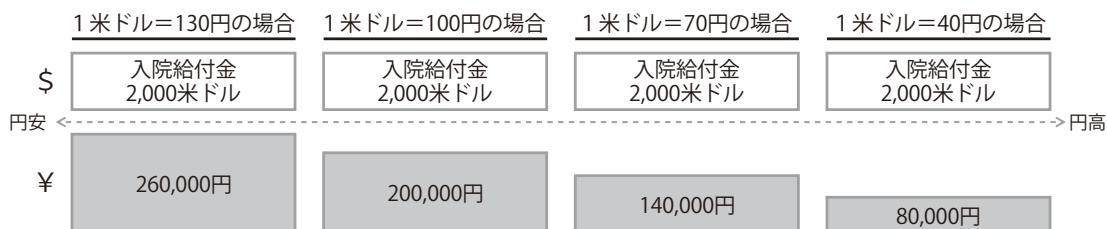
○為替リスクの例（米ドル建の場合）

<死亡保険金>



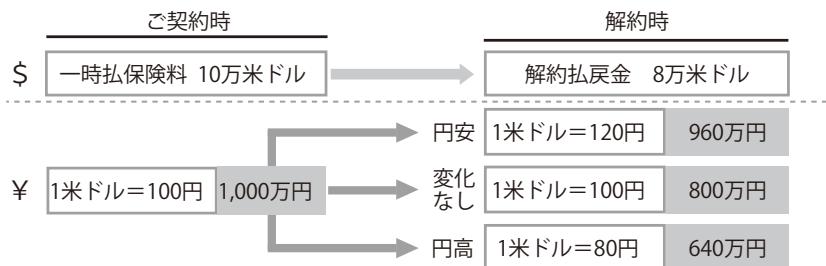
<入院給付金等>

入院給付金日額 200米ドル × 10日間入院の場合の例



<解約払戻金>

解約払戻金が8万米ドルの場合の例



■指定通貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型) の特徴としくみ

●この保険の特徴

- この保険は、被保険者の入院、手術、放射線治療または死亡の場合に所定の給付を行うことを主な目的とした保険料一時払の終身医療保険です。

ご契約締結の際、ご契約に適用される通貨として円、米ドルまたは豪ドルのいずれかをご指定いただきます。一時払保険料、給付金、死亡保険金、払戻金等、この保険にかかる金銭の授受は、ご契約時に定めた指定通貨で行います。（＊1）（＊2）

- 日帰り入院から保障します。入院給付金の支払限度の型（1回の入院についての支払限度日数）は、60日型・120日型・730日型の3種類からご選択いただけます。（＊3）
- 被保険者が死亡したときには、死亡保険金として、一時払保険料相当額をお支払いします。
- 保険期間中の解約払戻金は抑制されており、契約日から11年間は一時払保険料相当額の80%、その後、毎年一時払保険料相当額の1%の金額が増加し、契約日から30年経過後は一時払保険料相当額となります。
- 健康給付特則を付加して所定の支払事由に該当した場合、健康給付金をお支払いします。

* 1 指定通貨が外国通貨の場合、特約を付加することにより、給付金、死亡保険金、払戻金等を円でお受取りいただくこともできます。詳しくは、「付加できる特約について」のページをご覧ください。

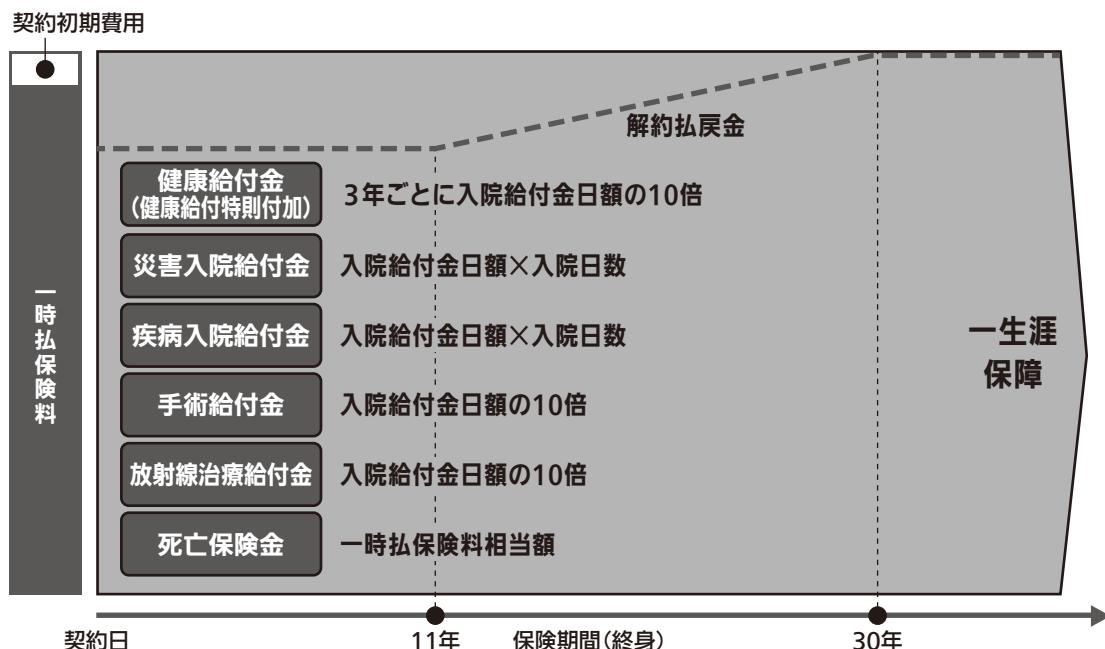
* 2 指定通貨のご変更はできません。

* 3 支払限度の型のご変更はできません。

<ご注意>

- この保険に配当金はありません。
- この保険に契約者貸付制度はありません。
- 入院給付金日額を増額することはできません。
- 募集代理店により取扱内容が異なります。取扱の詳細については、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご覧ください。

○ しくみ図
(イメージをあらわしたものです)



※この保険に高度障害保険金はありません。

※健康給付金は、健康給付特別を付加して所定の支払事由に該当した場合にお支払いします。

●給付金等について

●支払事由

- 次の場合に給付金等をお支払いします。

名称	支払事由	支払額	受取人
災害入院 給付金	被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する入院（＊1）をしたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故（＊2）による傷害の治療を直接の目的とした入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③病院または診療所（＊3）における入院 ④1日以上の入院	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額×入院日数	被保険者
疾病入院 給付金	被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき ①責任開始期以後に発病した疾病的治療を目的とした入院（＊4） ②病院または診療所における入院 ③1日以上の入院	入院1回につき、入院給付金日額×入院日数	被保険者
手術給付金	被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき • 責任開始期以後に生じた「疾病」「不慮の事故」のいずれかを直接の原因とした手術 • 治療を直接の目的とした手術（＊5） • 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されている手術。（＊6）ただし、次に定めるものを除く。 ア．傷の処理（創傷処理、デブリードマン） イ．切開術（皮膚、鼓膜） ウ．骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 エ．抜歯手術 オ．鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 カ．異物除去（外耳、鼻腔内） キ．角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術 • 病院または診療所における手術	手術1回につき、入院給付金日額の10倍	被保険者
放射線治療 給付金	被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する放射線治療を受けたとき • 責任開始期以後に生じた「疾病」「不慮の事故」のいずれかを直接の原因とした放射線治療 • 治療を直接の目的とした放射線治療 • 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療。（＊6）ただし、血液照射を除く。 • 病院または診療所における放射線治療	放射線治療1回につき、入院給付金日額の10倍	被保険者
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	一時払保険料相当額（入院給付金日額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）	死亡保険金受取人

* 1 入院については、普通保険約款別表2「入院、病院または診療所」をご覧ください。

* 2 不慮の事故については、普通保険約款別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

* 3 病院または診療所については、普通保険約款別表2「入院、病院または診療所」をご覧ください。

* 4 美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

* 5 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

* 6 歯科診療報酬点数表における手術料・放射線治療料の算定される手術・放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても手術料・放射線治療料の算定される手術・放射線治療を含みます。

※入院給付金について

同一の不慮の事故を直接の原因として2回以上入院された場合には、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

同一の疾病的治療を目的として2回以上入院された場合には、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として取扱います。

災害入院給付金と疾病入院給付金は、同時に重複してお支払いしません。

※手術給付金について

同一の日に2つ以上の手術を受けられた場合には、いずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

1つの手術を2日以上にわたって受けられた場合には、その手術の開始日に手術を受けられたものとして取扱います。

医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連續して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を複数回受けられた場合には、いずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術については、その手術の開始日についてのみ手術を受けられたものとして取扱います。

※放射線治療給付金について

同一の日に2つ以上の放射線治療を受けられた場合には、いずれか1つの放射線治療についてのみお支払いします。

1つの放射線治療を2日以上にわたって受けられた場合には、その放射線治療の開始日に放射線治療を受けられたものとして取扱います。

放射線治療給付金が支払われる最終の放射線治療を受けられた日からその日を含めて60日以内に受けられた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いしません。

- 給付金等の支払事由が生じましたら、給付金等の受取人はすみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

<ご注意>

- 責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病的治療を直接の目的として入院、手術または放射線治療を受けたときでも、次の場合には責任開始期以後の原因によるものとみなして取扱います。

①責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合

②ご契約締結の際、告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて当社が承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を当社が正確に知ることができなかった場合を除きます）

③その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（ただし、その傷害または疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます）

- この保険の給付にかかる公的医療保険制度等の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険の支払事由を変更することができます。この場合、支払事由を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

●支払限度の型

- 災害入院・疾病入院について、それぞれ次のとおりになります。

支払限度の型	1回の入院の支払限度日数	通算支払限度日数
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日
730日型	730日	1,095日

●死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更される場合は当社へご通知ください。

<ご注意>

- 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

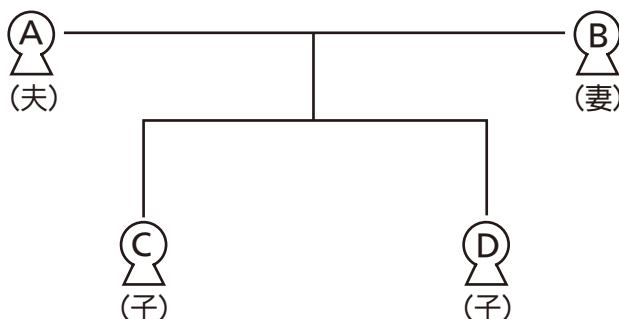
死亡保険金受取人が亡くなられたときは、すみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

(例) ご契約者・被保険者Aさん、死亡保険金受取人Bさん

Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。



<ご注意>

- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

●遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

<ご注意>

- 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

●健康給付特則について

- 健康給付特則を付加した場合、以下の通り健康給付金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額	受取人
健康給付金	被保険者が次のいずれにも該当したとき（＊1） ①対象期間（＊2）中の入院に対して、災害入院給付金または疾病入院給付金のいずれも支払われなかつたとき ②被保険者が対象期間満了時に生存していたとき	入院給付金日額 × 10（健康給付倍率）	契約者

* 1 入院給付金のお支払いがある場合でも、被保険者が対象期間満了時に生存し、かつ、対象期間中の入院に対する入院給付金の支払額の合計が、入院給付金日額に健康給付倍率を乗じた額を下回る場合には、健康給付金の支払事由が生じたものとみなして取り扱います。

この場合、次の①から②を差し引いた額を健康給付金の支払額とします。

- ①入院給付金日額×10（健康給付倍率）
- ②対象期間中の入院に対する入院給付金の支払額の合計

* 2 「対象期間」とは、契約日または健康給付金支払日（契約日から3年ごとの年単位の契約応当日）からその直後に到来する健康給付金支払日の前日までの期間をいいます。

- 主契約の入院給付金日額が変更された場合、健康給付金は対象期間満了日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 入院給付金が支払われる入院が対象期間満了の時を含んで継続しているときは、その入院は入院開始日を含む対象期間中の入院とみなします。
- 1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初の入院の入院開始日から最後の入院の退院日までの間に対象期間満了の時が到来したときは、それらの入院は最初の入院の入院開始日を含む対象期間中の入院とみなします。
- 健康給付金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率により計算した利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた健康給付金は、契約者から請求があったときまたは契約が消滅したときに、契約者（死亡保険金が支払われる場合は死亡保険金受取人）にその時に積み立てられている元利合計額の全部を合わせて支払います。
- 「入院給付金等支払通貨指定特約」により、据え置いた健康給付金の元利合計を指定通貨または円で受け取ることが可能です。

<ご注意>

- 当社が健康給付金を据え置いた後に、その対象期間中に支払事由が発生した入院給付金を支払うこととした場合は、健康給付金が据え置かれる前にその請求があつたものとして取り扱います。この場合、支払うべき健康給付金の金額に変更が生じる場合には、その変更後の金額が、その健康給付金支払日が到来したときから据え置かれたものとして取り扱います。
- 当社が健康給付金を支払った後に、その対象期間中に支払事由が発生した入院給付金を支払うこととした場合は、次のとおり取り扱います。
 - ①入院給付金の合計額が、健康給付金の金額を超えるとき

- 入院給付金の合計額から健康給付金の金額を差し引いて入院給付金を支払います。
- ②入院給付金の合計額が健康給付金の金額以下のときは、入院給付金を支払いません。
- なお、①②いずれの場合も支払限度日数の通算対象となります。
- 健康給付特別のみの解約はできません。

■給付金等のお支払いについて

●給付金等のご請求について

給付金等の支払事由に該当された場合のお手続きについてご説明します。

●給付金等のご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由が生じましたら、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合なども、当社までご連絡ください。

1 カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※ご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、ご契約年月日をあらかじめご確認のうえ、ご連絡いただきますと、より早く正確にご回答申し上げることができます。

【お電話で確認させていただくこと】

- ・保険証券の番号
- ・正式な手術名と手術日
- ・原因となった病気や事故（事故発生日）
- ・入院期間（入院日と退院日） 等
- ・確認内容をもとに、ご請求にあたってのご案内とご請求に必要な書類をお送りします。

2 ご請求に必要な書類をご提出ください。

- ・ご案内した必要書類をご準備いただき、当社あてにご返送ください。

※医師の診断書は、当社から送付した所定の診断書をご使用ください。

※公的書類や診断書をご用意される際の費用は、お客様ご自身の負担となります。

<指定代理請求制度について>

ご契約者が被保険者の同意を得て指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、被保険者が給付金を請求できない事情がある場合、被保険者にかわって指定代理請求人が請求できます。詳しくは、「付加できる特約について」をご覧ください。

3 ご請求内容を確認させていただきます。

- ・当社に書類が到着次第、ご契約の保険約款にしたがい、内容を確認させていただきます。

万一、ご提出いただいた書類に不足やご記入漏れ等がある場合には、ご連絡いたします。

<事実確認について>

- ・治療の経過、内容、事故状況などについて、医療機関等へ確認する場合があります。
その場合、お支払いができるか否かの判断および内容の決定までに日数を要する場合があります。

<給付金等のお支払期限について>

- ・給付金等のご請求があった場合、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。ただし、給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとなります。

①	給付金等をお支払いするための確認が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて45日を経過する日以内にお支払いします。	
	・給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	
	・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合	
	・告知義務違反に該当する可能性がある場合	
	・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	
②	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めてそれぞれに定める日数（複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日以内にお支払いします。	
	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60日
	・弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合	180日
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	180日
	・ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180日
	・日本国外における調査が必要な場合	180日

*「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

- ・給付金等をお支払いするための上記①および②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いしません。

4 給付金等をお支払します。

- ・ご契約の保険約款にしたがい、給付金等をお支払いします。
お支払内容の明細を受取人さま宛てに郵送しますので、内容をご確認ください。

●給付金等をお支払いできない場合について

給付金等をお支払いできない場合があります。

●支払事由に該当しない場合

支払事由に該当しない場合には、給付金等をお支払いすることはできません。

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

責任開始期前の傷害または疾病の治療を直接の目的として入院し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合は、お支払いの対象にはなりません。

●免責事由に該当した場合

支払事由に該当する場合であっても、免責事由に該当する場合は、給付金等をお支払いすることはできません。

名称	免責事由
災害入院給付金	①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波（＊2） ⑧戦争その他の変乱（＊2）
疾病入院給付金	①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為または薬物依存 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波（＊2） ⑧戦争その他の変乱（＊2）
手術給付金	①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為または薬物依存 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波（＊2） ⑧戦争その他の変乱（＊2）
放射線治療給付金	①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺（＊1） ②戦争その他の変乱（＊2） ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。 ④ご契約者の故意
死亡保険金	①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺（＊1） ②戦争その他の変乱（＊2） ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。 ④ご契約者の故意

* 1 精神疾患などによる自殺については死亡保険金をお支払いする場合もありますのでカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

* 2 その原因により支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、給付金等の全額をお支払い、または削減してお支払いすることができます。

●告知義務違反による解除の場合

告知義務については、「ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項」のページをご覧ください。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、その該当した事由の発生時以後に給付金等の支払事由が生じていても、当該給付金等をお支払いすることはできません（下記③の事由にのみ該当した場合で、複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。また、すでに給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- ①ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます）または死亡保険金受取人がこの契約の給付金等を詐取する目的もしくは他人にこの契約の給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき
- ②この契約の給付金等のご請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき
- ④この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、当社のご契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない上記①、②、③の事由と同等の事由があるとき

* 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

* 2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または死亡保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

●不法取得目的による無効の場合

ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的でご契約を締結されたときは、ご契約は無効となります。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は戻しません。

●詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結されたときは、ご契約は取り消されます。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は戻しません。

●給付金等をお支払いできない場合またはお支払いする場合の具体例

給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

事例1 告知義務違反による解除（入院給付金）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
ご契約加入前の「肝炎」での入院について、告知書（情報端末のお手続き画面を含みます。以下、本具体例において同じ）で正しく告知せずに加入されたが、ご加入1年後に「肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で入院された場合。	ご契約加入前の「肝炎」での入院について、告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入1年後に「肝炎」を原因とする「肝がん」で入院された場合。

＜解説＞
契約にご加入いただく際には、当社が告知書でおたずねすることについて、その時の被保険者の健康状態に関し正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、給付金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、給付金等をお支払いします。

事例2 責任開始期前の発病（入院給付金）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
責任開始期以後に発病した「痛風」により入院された場合 	責任開始期より前から治療を受けっていた「痛風」が、責任開始期以後に悪化して入院された場合

＜解説＞
給付金は、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を原因とする場合にお支払いします。しかたって、責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または疾病を原因とする場合には、お支払いできません。
ただし、次のいずれかに該当するときは、責任開始期以後の原因による入院または手術もしくは放射線治療とみなして取り扱います。

- ①責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合
- ②契約の締結の際に、当社が、告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を当社が正確に知ることができなかった場合を除きます）
- ③その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（ただし、その傷害または疾病について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます）

事例3 複数回の入院（入院給付金）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
<p>「大腸がん」により 120 日以上ご入院後、退院日の翌日から 180 日経過後に同じ「大腸がん」により入院された場合 < 120 日型の場合></p> <p style="text-align: center;">← 120日間お支払い済 →</p>  <p>退院日の翌日から180日目</p> <p>入院① 入院②</p>	<p>「大腸がん」により 120 日以上ご入院後、退院日の翌日から 180 日以内に同じ「大腸がん」により入院された場合 < 120 日型の場合></p> <p style="text-align: center;">← 120日間お支払い済 →</p>  <p>退院日の翌日から180日目</p> <p>入院① 入院②</p>
<p>入院②は入院①の退院日の翌日から 180 日経過後の入院であるため、新たな入院とみなされます。</p>	<p>入院②は入院①の退院日の翌日から 180 日以内の入院であるため、入院①と入院②は「1回の入院」とみなされます。</p>
<p><解説></p> <p>ご契約により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められており、その日数をこえた入院については、給付金はお支払いすることはできません。</p> <p>いったん退院し同一の病気によって一定期間内に再入院された場合、退院日の翌日から起算して 180 日以内の再入院については 1回の入院とみなし入院日数を通算します。</p>	

事例4 支払事由に該当する手術（手術給付金）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
<p>「急性虫垂炎」のため、「虫垂切除術」を受けられた場合</p>	<p>「拔歯手術」を受けられた場合</p>
<p><解説></p> <p>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術を受けたとき、手術給付金をお支払いします。ただし、次の手術は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 傷の処理（創傷処理、デブリードマン） イ. 切開術（皮膚、鼓膜） ウ. 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 エ. 拔歯手術 オ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 カ. 異物除去（外耳、鼻腔内） キ. 角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術 	

■付加できる特約について

●保険料円入金特約

- この特約を付加することにより、外国通貨建の保険料を円によりお払込みいただけます。

対象	換算基準日	適用する為替レート
一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	当社所定の為替レート（＊）

* 「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。円を外国通貨に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）に50銭を加えた額となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<ご注意>

- 募集代理店によっては、この特約を付加できない場合があります。

●入院給付金等支払通貨指定特約

- この特約を付加することにより、外国通貨建の給付金を受取人にご指定いただいた通貨（円または主契約の指定通貨）によりお支払いします。
- 給付金を円により支払う場合の取扱は、次のとおりになります。

対象	換算基準日	適用する為替レート
災害入院給付金		
疾病入院給付金	必要書類が当社の本店に到着した日 の翌営業日 (＊1)	当社所定の為替レート (＊2)
手術給付金		
放射線治療給付金		
健康給付金		

*1 「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

*2 「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

●円支払特約II

- この特約を付加することにより、外国通貨建の死亡保険金等を円によりお支払いします。

対象	換算基準日	適用する為替レート
死亡保険金	必要書類が当社の本店に到着した日 (* 1)	当社所定の為替レート (* 2)
解約払戻金 等		

* 1 「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

* 2 「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM(対顧客電信仲値)に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM(対顧客電信仲値)から50銭を差し引いた額となります。1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<ご注意>

- この特約を死亡保険金等の一部分のみに対して適用することはできません。

●保険契約者代理特約

- この特約における保険契約者とは、保険契約者のほか、次のとおりとします。(以下、総称して「ご契約者」とします。)
 - ①保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - ②保険金等（主契約・特約・特則の約款（以下「主約款等」といいます）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません）が年金によって支払われている場合のその年金の受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - ③その他保険契約者に準じる者であると当社が認めた者
- ご契約者が、保険契約者代理特約を付加し、保険契約者代理人を指定することにより、ご契約者が当社所定のお手続きを行うことができない次の事情があるとき、この特約によりご契約者の代わりにお手続きを行うことができます。
 - 手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めたとき
 - その他これに準じる状態であると当社が認めたとき
- 保険契約者代理人が行うことができるお手続きは次のとおりとします。
 - ①主約款等に定めるご契約者が行うことができる手続き
 - ②ご契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き
 - ③当社の定める特約の付加等の申出
- ただし、次の手続きを除きます。
 - ①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求
 - ②ご契約者の変更の請求
 - ③告知を要する手続き
 - ④保険契約者代理人の変更指定の請求
 - ⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求
 - ⑥指定代理請求人が代理することができる手続き（指定代理請求特約が付加されていない場合も含まれます。）
- 保険契約者代理人は1名とし、次の範囲から指定していただきます。
 - ・次の範囲内の者

- ①ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ②ご契約者の直系血族
 - ③ご契約者の兄弟姉妹
 - ④ご契約者と同居し、または、ご契約者と生計を一にしているご契約者の3親等内の親族
 - ・上記のほか、次の範囲内の者で、ご契約者のために代理手続きを行うべき相当な関係があると当社が認めた者
 - ⑤ご契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている者
 - ⑥ご契約者の財産管理を行っている者
 - ⑦保険金等の受取人または継続年金受取人
 - ⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者
- なお、保険契約者代理人は代理対象手続き時において、上記の範囲内であることを要します。
- ・ご契約者は会社の同意を得て、保険契約者代理人を上記の範囲内で変更することができます。
 - ・代理対象手続き時に、保険契約者代理人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、ご契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはご契約者と生計を一にする3親等内の親族）が、当社の承諾を得て、ご契約者の代理人として代理対象手続きを行うことができます。
 - ・保険契約者代理人が行ったお手続きは、ご契約者に対してその効力を生じます。

<ご注意>

- ・保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、当社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。
- ・次のいずれかに該当した場合には、保険契約者代理人は代理対象手続きを行うことができません。
 - ①保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由を生じさせたとき
 - ②保険契約者代理人が故意にご契約者を代理対象手続きを行うことができない状態に該当させたとき
 - ③保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき
 - ④保険契約者代理人が上記の当社が求めた事項を行うことができなかったとき
- ・次のいずれかに該当した場合は、特約は消滅します。
 - ①ご契約者が死亡したとき
 - ②ご契約者が変更されたとき
 - ③主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - ④ご契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき
- ・ご契約者が法人の場合は保険契約者代理人によるお手続きはできません。
- ・保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行ったご契約者の代理人に支払った場合、その後、重複してその支払金の請求を受けてもお支払いしません。
- ・ご契約者に後見人等が選任されている場合には、ご契約者の代理人は、代理対象手続きを行うことができません。

●指定代理請求特約

ご契約者が被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、給付金の受取人が給付金を請求できない次の事情があるとき、この特約により給付金の受取人の代わりに給付金の請求（代理請求）を行うことができます。

- 給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき
- 当社が認める傷病名の告知を受けていないとき
- その他これに準じる状態であると当社が認めたとき

- 代理請求を行うことができるのは、保険金等のうち被保険者が給付金の受取人となるご契約の給付金の請求となります。
 - 指定代理請求人は 1 名とし、次の範囲から指定していただきます。
 - 次の範囲内の者
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族
 - ③被保険者の兄弟姉妹
 - ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族
 - 上記のほか、次の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - ⑤被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - ⑥被保険者の財産管理を行っている者
 - ⑦死亡保険金（給付金）受取人等
 - ⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者
- なお、指定代理請求人は給付金の請求時において、上記の範囲内であることを要します。
- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記の範囲内で変更することができます。
 - 代理請求時に、指定代理請求人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、給付金の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその給付金の受取人と生計を一にする 3 親等内の親族）が、当社の承諾を得て、給付金の受取人の代理人として給付金を請求することができます。

<ご注意>

- 指定代理請求人は、契約内容の変更等をすることはできません。
- 故意に給付金の受取人を給付金の請求ができない状態に該当させた指定代理請求人および故意に給付金の受取人を給付金の請求ができない状態に該当させた給付金の受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。
- 法人契約で給付金の受取人も法人の場合（法人特則が適用されている場合）は指定代理請求人または給付金の受取人の代理人による請求はできません。
- 代理人から給付金の請求を受け、給付金をお支払いした場合、その給付金の請求を受けても重複してその給付金をお支払いしません。
- 給付金の受取人に後見人等が選任されている場合には、給付金の受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。

■ご契約後について

●各種変更・請求手続きについて

- 次の場合には、すみやかにご契約者よりカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
ご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、ご契約年月日をあらかじめご確認のうえ、ご連絡いただきますと、より早く正確にご回答申し上げることができます。
 - 転居、町名変更等により住所を変更される場合
 - ご契約者、死亡保険金受取人等の変更や改姓、改名による名義の変更をご希望の場合
 - ご契約内容の変更をご希望の場合
 - 保険証券を紛失された場合
 - その他必要書類や請求書記入方法等のご質問
- 各種変更・請求手続きのための必要書類は約款の「請求手続」に記載されています。ただし、当社は記載以外の書類のご提出を求めたり、一部の省略を認めることがありますので、各種手続きの必要が生じた場合には、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

<ご注意>

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内がないおそれがありますので、ご契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

●カスタマーサービスセンターについて

お電話により、次のサービスをご利用いただけます。

- ご契約内容等のご照会
- 各種請求書類のお取寄せ

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

※お問い合わせの際は、証券番号をご確認のうえ、ご契約者ご本人よりお願ひいたします。

●解約について

- ご契約者は、いつでも、ご契約を解約することができます。ただし、ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。
- 保険期間中の解約払戻金は抑制されており、契約日から11年間は一時払保険料相当額の80%、その後、毎年一時払保険料相当額の1%の金額が増加し、契約日から30年経過後は一時払保険料相当額となります。
- 解約払戻金の計算方法は次のとおりです。

解約払戻金額＝一時払保険料相当額（入院給付金日額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）×解約払戻金支払割合（＊1）

- ご契約いただいた生命保険は大切な財産ですから、ぜひとも大切にご継続ください。
- やむをえずご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。

解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日（＊2）（以下、「解約計算基準日」といいます）の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

*1 解約払戻金支払割合は、契約日からの経過年数に応じて次のとおりとします。

経過年数	11年未満 12年未満 13年未満 14年未満 15年未満 16年未満 17年未満 18年未満 19年未満 20年未満 21年未満	11年以上 12年以上 13年以上 14年以上 15年以上 16年以上 17年以上 18年以上 19年以上 20年以上 21年以上
解約払戻金支払割合	80% 81% 82% 83% 84% 85% 86% 87% 88% 89% 90%	

経過年数	21年以上 22年未満 23年未満 24年未満 25年未満 26年未満 27年未満 28年未満 29年未満 30年未満 30年以上	21年以上 22年以上 23年以上 24年以上 25年以上 26年以上 27年以上 28年以上 29年以上 30年以上 30年以上
解約払戻金支払割合	91% 92% 93% 94% 95% 96% 97% 98% 99% 100%	

*2 「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

●入院給付金日額の減額

- ご契約者は、入院給付金日額を減額することができます。
- 入院給付金日額が減額された場合には、減額した割合に応じて死亡保険金額も減額されるものとします。
- 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取扱い、解約払戻金をご契約者にお支払いします。

<ご注意>

- 減額後の入院給付金日額が所定の金額に満たないときは、お取扱いしません。

●被保険者によるご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に對し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として給付金等のお支払事由等を発生させた、または発生させようとした場合
- ②給付金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

●差押債権者、破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

●給付金等の受取人によるご契約の存続について

- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金等の受取人は、ご契約を存続させることができます。
 - ・ご契約者の親族、被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - ・ご契約者でないこと
- ・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①ご契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

●管轄裁判所

このご契約における給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または給付金等の受取人（2人以上いるときは、その代表者とします）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

●時効

給付金等のご請求は、請求権者が権利行使できるようになった時から3年を経過しますと、その権利がなくなりますので、ご注意ください。

■生命保険料控除と税金について

●生命保険料控除

お払込みいただいた一時払保険料は、払込まれた年の生命保険料控除の対象となり、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。なお、健康給付特則の付加の有無により、適用される控除の種類が異なります。

健康給付特則 付加の有無	控除の種類
付加されている場合	一般の生命保険料控除
付加されていない場合	介護医療保険料控除

○生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

○生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額です。

□所得税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
80,000円を超えるとき	一律に40,000円

□住民税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
56,000円を超えるとき	一律に28,000円

○生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、2月16日から3月15日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

●解約払戻金に対する課税

解約差益（解約払戻金額と一時払保険料との差額）は一時所得として所得税・住民税の対象となります。

●給付金に対する課税

○災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金を受取られたとき

災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金を被保険者が受取られたときは、原則非課税となります。

○健康給付金を受取られたとき（健康給付特則付加）

受取った健康給付金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。

- ・受取った健康給付金額より一時払保険料残額（＊）が大きい場合：課税されません。
- ・受取った健康給付金額より一時払保険料残額（＊）が小さい場合：健康給付金額と一時払保険料残額との差額が、所得税（一時所得）+住民税の対象となります。

*一時払保険料残額は、一時払保険料から、すでに受取った健康給付金の合計額に相当する保険料（入院給付金日額を減額された場合は、その解約払戻金額に相当する保険料を含む）を差し引いた金額（マイナスの場合はゼロ）となります。

※健康給付金の据え置きにより、据え置きにかかる利息は、その利息が付与された年度において所得税（雑所得）+住民税の対象となります。

●死亡保険金に対する課税

ご契約内容	ご契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得）+住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

●税務取扱上の適用為替レート

この契約にかかる金銭の授受は、全て指定通貨により行われますが、日本において契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱いについては、他の円建の生命保険と同じになります。

円換算時に用いる為替レートは、一般的に次の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。詳しくは、税務署等にご確認ください。

対象	換算基準日	適用為替レート（＊1）
保険料	一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金	必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）
健康給付金	給付金の支払日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡保険金	相続税・贈与税の対象となる場合 支払事由発生日	TTB（対顧客電信買相場）（＊2）
	所得税の対象となる場合 支払事由発生日	TTM（対顧客電信仲値）

※特約を付加することにより円で行われた金銭の授受については、実際に授受された円の金額により税務計算します。

＊1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

＊2 「TTB（対顧客電信買相場）」とは、金融機関で外国通貨を円に替える場合の為替レートのことです。

●税務取扱上のご注意

- ・税務のお取扱いについては2023年1月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- ・2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得額×2.1%」が課税されます。

約 款

- ・指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）
普通保険約款
- ・保険料円入金特約
- ・入院給付金等支払通貨指定特約
- ・円支払特約Ⅱ
- ・保険契約者代理特約
- ・指定代理請求特約
- ・情報端末による保険契約の申込等に関する特約

指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）普通保険約款 目次

この保険の内容

1. 通貨

第1条 通貨

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 給付金および保険金の支払

第3条 給付金の支払

第4条 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度

第5条 死亡保険金の支払

4. 給付金等の請求・支払の時期および場所

第6条 給付金等の請求・支払の時期および場所

5. 契約の無効、取消および解除

第7条 不法取得目的による無効

第8条 詐欺による取消

第9条 告知義務

第10条 告知義務違反による解除

第11条 契約を解除できない場合

第12条 重大事由による解除

6. 解約

第13条 解約

7. 払戻金の支払

第14条 払戻金の支払

8. 死亡保険金受取人等による契約の存続

第15条 死亡保険金受取人等による契約の存続

9. 契約内容の変更

第16条 指定通貨の変更

第17条 入院給付金日額の減額

10. 契約者または死亡保険金受取人の変更

第18条 契約者の変更

第19条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第20条 遺言による死亡保険金受取人の変更

11. 契約者または死亡保険金受取人の代表者

第21条 契約者または死亡保険金受取人の代表者

12. 契約者の住所の変更

第22条 契約者の住所の変更

13. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

第23条 年齢の計算

第24条 年齢または性別の誤りの処理

14. 契約者配当金

第25条 契約者配当金

15. 請求手続

第26条 請求手続

16. 契約内容の登録

第27条 契約内容の登録

17. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第28条 法令等の改正に伴う契約内容の変更

18. 管轄裁判所

第29条 管轄裁判所

19. 時効

第30条 時効

20. 特則

第31条 法人契約の特則

第32条 特別条件をつける場合の特則

第33条 健康給付特則

(備 考)

「別表1」対象となる不慮の事故

表1 急激・偶発・外来の定義

表2 分類項目

(備 考)

「別表2」入院、病院または診療所

「別表3」公的医療保険制度

「別表4」医科診療報酬点数表

「別表5」歯科診療報酬点数表

「別表6」異常分娩

「別表7」対象となる感染症

指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）普通保険約款

この保険の内容

この保険は、被保険者の入院、手術、放射線治療または死亡の場合に所定の給付を行うことを主な内容とした保険で、給付の内容は次のとおりです。

(1) 災害入院給付金

被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときにその入院日数に応じて支払います。

(2) 疾病入院給付金

被保険者が疾病の治療を目的として入院したときにその入院日数に応じて支払います。

(3) 手術給付金

被保険者が手術を受けたときに支払います。

(4) 放射線治療給付金

被保険者が放射線治療を受けたときに支払います。

(5) 死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。

1. 通貨

第1条 保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、この保険契約（以下「契約」といいます。）締結の際、会社の定める取扱範囲内で、この契約に適用される通貨を次の各号から1つ指定するものとし、この契約にかかる一時払保険料の払込ならびに災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金および死亡保険金（以下、これらを総称して「給付金等」といいます。）の支払等は、この契約者の指定する通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行います。

(1) 日本国通貨（以下「円」といいます。）

(2) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）

(3) オーストラリア通貨（以下「豪ドル」といいます。）

(4) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）

2. 会社の責任開始期

第2条 会社は、次の時から契約上の責任を負います。

(1) 契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合

一時払保険料を受け取った時

(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合

一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

2. 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。

3. 会社が契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。保険証券には、契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

3. 給付金および保険金の支払

(給付金の支払)

第3条 この契約の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金（以下、これらを総称して「給付金」といいます。）の支払は、次のとおりです。

(1) 災害入院給付金

名称	災害入院給付金
支払事由	<p>被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>①その入院が、責任開始期以後に発生した「別表1」に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害の治療を直接の目的とした「別表2」の（1）に定める入院（以下「入院」といいます。）であること</p> <p>②その入院が、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること</p> <p>③その入院が、「別表2」の（2）に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における入院であること</p> <p>④その入院日数が1日以上であること</p>
支払額	同一の不慮の事故による入院1回につき、（入院給付金日額）×（入院日数）
受取人	被保険者
免責事由	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦地震、噴火または津波</p> <p>⑧戦争その他の変乱</p>

(2) 疾病入院給付金

名称	疾病入院給付金
支払事由	<p>被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>①その入院が、責任開始期以後に発病した疾病的治療を目的とした入院であること</p> <p>②その入院が、病院または診療所における入院であること</p> <p>③その入院日数が1日以上であること</p>
支払額	入院1回につき、（入院給付金日額）×（入院日数）
受取人	被保険者
免責事由	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為または薬物依存</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦地震、噴火または津波</p> <p>⑧戦争その他の変乱</p>

(3) 手術給付金

名称	手術給付金
支払事由	<p>被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>①その手術が、責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とした手術であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 疾病 2) 不慮の事故 <p>②その手術が、治療を直接の目的とした手術であること</p> <p>③その手術が、「別表3」に定める公的医療保険制度に基づく「別表4」に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術（別表3に定める公的医療保険制度に基づく「別表5」に定める歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。）であること。ただし、次に定めるものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 傷の処理（創傷処理、デブリードマン） 2) 切開術（皮膚、鼓膜） 3) 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 4) 抜歯手術 5) 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 6) 異物除去（外耳、鼻腔内） 7) 角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術 <p>④その手術が、病院または診療所における手術であること</p>
支払額	手術1回につき、入院給付金日額の10倍
受取人	被保険者
免責事由	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為または薬物依存</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦地震、噴火または津波</p> <p>⑧戦争その他の変乱</p>

(4) 放射線治療給付金

名称	放射線治療給付金
支払事由	<p>被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当する放射線治療を受けたとき</p> <p>①その放射線治療が、責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とした放射線治療であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 疾病 2) 不慮の事故 <p>②その放射線治療が、治療を直接の目的とした放射線治療であること</p> <p>③その放射線治療が、医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されているものを含みます。）であること。ただし、血液照射を除きます。</p> <p>④その放射線治療が、病院または診療所における放射線治療であること</p>
支払額	放射線治療1回につき、入院給付金日額の10倍
受取人	被保険者

免責事由	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為または薬物依存 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱
------	---

2. 給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
3. 次の各号のいずれかに該当する入院は、第1項に規定する疾病の治療を直接の目的とする入院とみなします。
 - (1) 不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) 「別表6」に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
4. 次の各号のいずれかに該当する手術または放射線治療は、第1項に規定する疾病的治療を直接の目的とする手術または放射線治療とみなします。
 - (1) 不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする手術または放射線治療
 - (2) 異常分娩のための手術または放射線治療
5. 入院中に第1項の入院給付金日額の変更があった場合には、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払額は各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
6. 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第4条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度）第1項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
7. 被保険者が同一の疾病的治療を目的として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして本条および第4条第1項の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第1項第2号に規定する疾病入院給付金を支払います。
8. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。
9. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
10. 被保険者が、責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病的治療を直接の目的として入院し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、その入院または手術もしくは放射線治療は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合
 - (2) 契約の締結の際に、会社が、告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもづいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病

に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (3) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その傷害または疾病について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます。
11. 災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合は、当該疾病に対する疾病入院給付金は支払いません。ただし、災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、当該疾病に対する疾病入院給付金を支払います。
12. 疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を開始した場合は、当該不慮の事故に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、疾病入院給付金が支払われる期間が終了したときは、当該不慮の事故に対する災害入院給付金を支払います。
13. 同一の日に手術給付金の支払事由に該当する2以上の手術を受けた場合には、第1項第3号の規定にかかわらず、いずれか1つの手術についてのみ手術給付金を支払います。
14. 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、開始した日と終了した日が異なる手術については、その開始した日に手術を受けたものとして取り扱います。
15. 手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連續して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項第3号の規定にかかわらず、いずれか1回の手術についてのみ手術給付金を支払います。
16. 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項第3号の規定にかかわらず、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金を支払います。
17. 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合で、開始した日と終了した日が異なる放射線治療については、その開始した日に放射線治療を受けたものとして取り扱います。
18. 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合には、第1項第4号の規定にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
19. 被保険者が地震、噴火または津波もしくは戦争その他の変乱で入院し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合で、その原因により入院し、または手術もしくは放射線治療を受けた被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

(災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度)

第4条 この契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度は、支払限度の型に応じて次のとおりとし、契約者は契約締結の際に、次のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

(1) 60日型

①災害入院給付金

同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同じ。）60日とし、通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

②疾病入院給付金

1回の入院についての支払限度は、支払日数60日とし、通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

(2) 120日型

①災害入院給付金

同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数120日とし、通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

②疾病入院給付金

1回の入院についての支払限度は、支払日数120日とし、通算支払限度は、支払日数1,095

日とします。

(3) 730日型

①災害入院給付金

同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数730日とし、通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

②疾病入院給付金

1回の入院についての支払限度は、支払日数730日とし、通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

2. 前項により選択された支払限度の型は変更できません。

(死亡保険金の支払)

第5条 この契約の死亡保険金の支払は、次のとおりです。

名称	死亡保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払額	一時払保険料相当額（入院給付金日額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）
受取人	死亡保険金受取人
免責事由	<p>次のいずれかにより被保険者が死亡したとき</p> <p>①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>②戦争その他の変乱</p> <p>③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>④契約者の故意</p>

2. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
3. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
4. 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、その時における契約の責任準備金（死亡保険金受取人の故意による場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分の責任準備金）を、死亡保険金額を上限として契約者に支払います。ただし、契約者の故意によるときは支払いません。
5. 前項の場合、第6条（給付金等の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

4. 給付金等の請求・支払の時期および場所

(給付金等の請求・支払の時期および場所)

第6条 給付金等の支払事由が生じたときは、契約者、被保険者または死亡保険金受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた給付金等の受取人は、その事由の発生を知ったときは遅滞なく第26条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、給付金等を請求して下さい。
 3. 給付金等は、前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。
 4. 給付金等を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、契約の締結時から給付金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、給付金等を請求した者に通知をします。
- (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

- 給付金等の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 納付金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
　　給付金等の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　　会社が告知を求める事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　　前2号に定める事項、第12条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の契約締結の目的もしくは給付金等請求の意図に関する契約の締結時から給付金等請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、給付金等を請求した者に通知します。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
　　60日
- (2) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　　180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　　180日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　　180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
　　180日
6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

5. 契約の無効、取消および解除

（不法取得目的による無効）

第7条 契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって契約を締結したときは、契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第8条 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときは、会社は、契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

（告知義務）

第9条 契約の締結の際、会社が被保険者に関し、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で質問した事項について契約者または被保険者は、その書面により告知して下さい。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知して下さい。

(告知義務違反による解除)

第10条 契約者または被保険者が前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。

2. 紿付金等の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの契約を解除することができます。この場合、会社は、紿付金等の支払を行いません。また、すでに紿付金等を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、紿付金等の支払事由が解除の原因となった事実によらなかつたことを契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、紿付金等を支払います。
4. 契約の解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な事由により契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に解除の通知をします。
5. 本条の規定により契約が解除された場合には、会社は、第14条（紿戻金の支払）の規定によって紿戻金を契約者に支払います。

(契約を解除できない場合)

第11条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定によってこの契約を解除することができません。

- (1) 会社が契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失のため知らなかつた場合
 - (2) 会社のために契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。）が、契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をする 것을妨げた場合
 - (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第9条の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過した場合
 - (5) 契約が責任開始の日からその日を含めて2年をこえて継続した場合。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって紿付金等の支払事由に該当した場合を除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合で、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、契約者または被保険者が第9条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

(重大事由による解除)

第12条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または死亡保険金受取人がこの契約の紿付金等を詐取する目的もしくは他人にこの契約の紿付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この契約の紿付金等の請求に関し、紿付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、会社の契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金等の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号の事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。もし、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. この契約を解除した場合は、会社は、第14条（払戻金の支払）の規定によって払戻金を契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

6. 解約

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。この場合には、第26条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。解約した場合には、会社は、第14条（払戻金の支払）の規定によって払戻金を契約者に支払います。

7. 払戻金の支払

第14条 契約の解除または解約の場合の払戻金は、会社の定める方法により次のとおり計算します。
解約払戻金額＝一時払保険料相当額（入院給付金日額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）×解約払戻金支払割合

2. 前項の解約払戻金支払割合は、契約日からその日を含めての経過年数（1年未満は切り捨てます。以下本項において同じ。）に応じて次のとおりとします。

(1) 経過年数が0年から10年までの場合
80%

(2) 経過年数が11年から29年までの場合
80%+ (1%× (経過年数-10年))

(3) 経過年数が30年以上の場合
100%

3. 契約の責任準備金は、その経過した年月数によって、会社の定める方法により計算します。

4. 第6条（給付金等の請求・支払の時期および場所）第3項の規定は、払戻金支払の場合に準用します。

8. 死亡保険金受取人等による契約の存続

第15条 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヶ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金等の受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、第 26 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
 4. 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第 2 項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第 2 項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

9. 契約内容の変更

（指定通貨の変更）

第16条 指定通貨の変更は、取り扱いません。

（入院給付金日額の減額）

第17条 契約者は、将来に向かって、入院給付金日額を減額することができます。この場合には、第 26 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

2. 前項の規定にかかわらず、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
3. 本条により入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

10. 契約者または死亡保険金受取人の変更

（契約者の変更）

第18条 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、契約上の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合には、第 26 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

第19条 契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、第 26 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
3. 第 1 項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 死亡保険金受取人が支払事由発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
5. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
6. 前 2 項により死亡保険金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡保険金受取人の変更）

第20条 前条に定めるほか、契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前 2 項による死亡保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、第 26 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

11. 契約者または死亡保険金受取人の代表者

第21条 この契約につき、契約者または死亡保険金受取人が 2 人以上あるときは、各代表者 1 人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が契約者または死亡保険金受取人の1人に対してもその効力を生じます。
3. 契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

12. 契約者の住所の変更

第22条 契約者が住所（以下「通信先」を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。

2. 前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所にてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

13. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第23条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年末満の端数については、切り捨てます。

2. 被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（年齢または性別の誤りの処理）

第24条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日およびその誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により、実際の年齢にもとづいて保険料の変更および保険料の差額の精算等を行います。

2. 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法により、実際の性別にもとづいて保険料の変更および保険料の差額の精算等を行います。

14. 契約者配当金

第25条 この契約に対する契約者配当金はありません。

15. 請求手続

第26条 この普通保険約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 災害入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院証明書 (5) 被保険者の事故状況報告書 (6) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (7) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本 (8) 災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (9) 保険証券
2. 疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
3. 手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
4. 放射線治療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
5. 死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
6. 解約（払戻金の支払）	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7. 入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8. 契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の契約者の印鑑証明書 (3) 変更前の契約者死亡の場合 ①変更前の契約者の戸籍謄本 ②相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書 (4) 保険証券
9. 会社への通知による死亡 保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

10. 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 契約者の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
11. 死亡保険金受取人等による契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金または給付金の受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 支払うべき金額を支払ったことを証する書類 (5) 保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、7の場合には書面によって通知します。また、8、9および10の場合には保険証券に表示します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、次の第1号および第2号の書類も必要とします。
- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を確認した書類（これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
(2) 受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

16. 契約内容の登録

第27条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 入院給付金の種類
(3) 入院給付金の日額
(4) 契約日
(5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある契約（入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある契約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないも

のとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

17. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第28条 この保険の給付にかかる「別表3」に定める公的医療保険制度等の変更が将来行われ、この保険の支払事由に影響を及ぼすときは、会社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険の支払事由を変更することができます。この場合、支払事由を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

18. 管轄裁判所

第29条 この契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

19. 時効

第30条 給付金等または払戻金等の請求権は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

20. 特則

（法人契約の特則）

第31条 契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、次の取扱をします。

（1）給付金の受取人の特則

第3条（給付金の支払）の規定にかかわらず、給付金の受取人は契約者とします。この場合、給付金の受取人を契約者以外の者に変更することはできません。

（2）免責規定の特則

第3条および第5条（死亡保険金の支払）の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とします。）」と読み替えます。

（3）告知義務の特則

契約の申込の際、申込書にその法人の代表者として記名・押印した者またはその法人の役職員で契約者としての法人の職務を代行する権限を与えられている者が行う告知は、第9条（告知義務）に定める契約者の告知とみなします。

（特別条件をつける場合の特則）

第32条 この契約を締結する際に、被保険者の健康状態その他が会社の基準に適合しない場合には、その危険の程度および種類に応じて、次の各号の1つまたはそれらを併用した特別条件をつけて、会社は、この契約上の責任を負います。

（1）特別保険料領収法

普通保険料に会社の定めた特別保険料を加えたものを一時払保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

特別条件の付加の原因となった疾病または会社が指定した特定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）もしくは特定部位に生じた疾病を直接の原因とし、その治療を目的として会社の定める不担保期間中に入院し、または手術もしくは放射線治療を受けたときは、会社は、疾病入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金を支払いません。ただし、不慮の事故または「別表7」に定める感染症によって疾病入院給付金、手術給付金また

は放射線治療給付金の支払事由が生じた場合は、この限りではありません。また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院を開始した日として取り扱います。

2. この契約に前項の特別条件をつけた場合には、その特別条件を保険証券に記載します。
3. この特則のみの解約はできません。

(健康給付特則)

第33条 契約者は、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、健康給付金を支払う健康給付特則を付加することができます。この場合、次のとおりとします。

2. この特則において使用される「健康給付倍率」とは、健康給付金の支払額の計算の際に、入院給付金日額に乘じる一定の倍率をいいます。契約者は、この特則の付加の際、会社の定める取扱範囲内で、健康給付倍率を指定して下さい。なお、指定された健康給付倍率は、以後変更することができません。
3. この特則において使用される「健康給付金支払日」とは、契約日から、この特則の付加の際に会社の定める取扱範囲内で契約者が指定した年数ごとの年単位の契約応当日をいいます。なお、指定された年数は、以後変更することができません。
4. この特則において使用される「対象期間」とは、契約日または健康給付金支払日からその直後に到来する健康給付金支払日の前日までの期間をいいます。
5. この特則の健康給付金の支払等は、第1条（通貨）で契約者が指定した通貨をもって行います。
6. この特則において支払う健康給付金は、次のとおりです。

名称	健康給付金
支払事由	被保険者が次のいずれにも該当したとき ①対象期間中の入院に対して、災害入院給付金または疾病入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）のいずれも支払われなかつたとき ②被保険者が対象期間満了時に生存していたとき
支払額	入院給付金日額に健康給付倍率を乗じた額
受取人	契約者

- (2) 前号に定めるほか、被保険者が対象期間満了時に生存し、かつ、対象期間中の入院に対する入院給付金の支払額の合計が、入院給付金日額に健康給付倍率を乗じた額を下回る場合には、健康給付金の支払事由が生じたものとみなします。この場合、次の①から②を差し引いた額を健康給付金の支払額とします。
 - ①入院給付金日額に健康給付倍率を乗じた金額
 - ②対象期間中の入院に対する入院給付金の支払額の合計
- (3) この契約の入院給付金日額が変更された場合、健康給付金は対象期間満了日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。この場合、前号の入院給付金の支払額の合計については、対象期間中の入院給付金の支払に対して対象期間満了日の入院給付金日額にもとづいて計算した金額とします。
- (4) 健康給付金の受取人を契約者以外の者に変更することはできません。
7. 健康給付金を支払った後に、その対象期間中に支払事由の生じた入院給付金の請求を受け、その入院給付金が支払われこととなった場合には、会社は、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 入院給付金の合計額が、健康給付金の金額を超えるときは、支払うべき入院給付金の合計額から支払われた健康給付金の金額を差し引いて入院給付金を支払います。
 - (2) 入院給付金の合計額が、健康給付金の金額以下のときは、支払うべき入院給付金を支払いません。
8. 入院が対象期間満了後も継続している場合は、その入院は入院開始日の属する対象期間中の入院とみなします。
9. 第3条（給付金の支払）の規定により1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初の入院の入院開始日から最後の入院の退院日までの間に対象期間満了の時が到来した場合は、それらの入院は最初の入院の入院開始日の属する対象期間中の入院とみなします。

10. 健康給付金は、支払事由が生じたときから、会社の定めた利率および方法による利息をつけて自動的に据え置きます。
11. 据え置かれた健康給付金は、契約者から請求があったとき、または契約が消滅したときに契約者に支払います。ただし、契約が死亡保険金の支払により消滅する時は、据え置かれた健康給付金は、死亡保険金とともに死亡保険金受取人に支払います。
12. 第10項の規定により据え置かれた健康給付金を支払う前に、その対象期間中に支払事由の生じた入院給付金の請求を受け、その入院給付金が支払われることとなった場合には、健康給付金が据え置かれる前にその請求があつたものとして取り扱います。この場合、支払うべき健康給付金の金額に変更が生じる場合には、その変更後の金額が、その健康給付金支払日が到来したときから据え置かれたものとして取り扱います。
13. 契約者が第11項の請求をするときには、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
健康給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本 (4) 契約者の印鑑証明書 (5) 保険証券

- (2) 会社は、前号の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 健康給付金の支払時期および支払場所については、第6条（給付金等の請求・支払の時期および場所）第3項から第6項の規定を準用します。
14. この特則のみの解約はできません。
15. 主契約が解約その他の事由により消滅したときは、この特則は消滅します。
16. この特則に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き前条までの規定を準用します。

（備考）

1. 同一の疾病
医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、胆石症に起因する肝炎、黄疸等をいいます。
2. 治療を目的とする入院
美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院などは、「治療を目的とする入院」に該当しません。
3. 治療を直接の目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
4. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

「別表1」対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまではその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます。（ただし、表2中の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因するものなど身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59） <ul style="list-style-type: none"> ・転倒・転落（W00～W19） ・生物によらない機械的な力への曝露（備考1.）（W20～W49） ・生物による機械的な力への曝露（W50～W64） ・不慮の溺死及び溺水（W65～W74） ・その他の不慮の窒息（W75～W84） ・電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99） ・煙、火及び火炎への曝露（X00～X09） ・熱及び高温物質との接触（X10～X19） ・有毒動植物との接触（X20～X29） ・自然の力への曝露（X30～X39） ・有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（備考2.3.） ・無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57） ・その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59） 	<ul style="list-style-type: none"> ・飢餓・渴 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43） ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えんく嚥＜吸引＞（W78）、気道閉塞を生じた食物の誤えんく嚥＜吸引＞（W79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えんく嚥＜吸引＞（W80） ・高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病など） ・自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など） ・疾病の診断、治療を目的としたもの ・無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行及び移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52）
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84） <ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（備考3.） ・外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69） ・治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの ・患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84） 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの

(備 考)

1. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
2. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

3. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

「別表2」入院、病院または診療所

(1) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、(2)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。

②前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

「別表3」公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1) 健康保険法

(2) 国民健康保険法

(3) 国家公務員共済組合法

(4) 地方公務員等共済組合法

(5) 私立学校教職員共済法

(6) 船員保険法

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

「別表4」医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

「別表5」歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

「別表6」異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
自然骨盤位分娩	O80.1
鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩	O84

「別表7」対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢〔さいきんせいせきり〕	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〔きゅうせいかいはくずいえん〕<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡〔とうそう〕	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）は、「対象となる感染症」に含めます。

保険料円入金特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における外国通貨建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険料を円で払い込むことができるものとします。

2. 会社は、円で受領した保険料を、主約款に定める外国通貨建の保険料に換算し、当該外国通貨建の保険料を受領したものとして、主約款の規定を適用します。

(外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート)

第3条 前条に規定する外国通貨建の保険料への換算には、会社が保険料を円で受領する日（以下「受領日」といいます。ただし、その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

入院給付金等支払通貨指定特約

この特約の内容

この特約は、外国通貨建の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金（以下「入院給付金等」といいます。）を円または指定通貨により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、次の場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 主契約締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があったとき
- (2) 主契約が被保険者の死亡または解約その他の事由により消滅する場合で、被保険者に支払うべき未請求の入院給付金等がある場合において、入院給付金等の受取人から申出があったとき

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、入院給付金等の受取人は入院給付金等の請求の際、主契約の入院給付金等を支払う通貨（以下、「支払通貨」といいます。）を次の各号より指定するものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、その入院給付金等を指定された支払通貨により支払うものとします。

- (1) 円
- (2) 主契約の指定通貨

（入院給付金等を円により支払う場合の取扱）

第3条 円により入院給付金等を支払う場合には、第2項に定める入院給付金等の円換算基準日における会社所定の為替レートを用いて、外国通貨建の入院給付金等を円に換算します。

2. 入院給付金等の円換算基準日は、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）とします。
3. 第1項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（特約の解約）

第4条 この特約のみの解約は取り扱いません。

（主契約に健康給付特則が付加されている場合の取扱）

第5条 主契約に健康給付特則が付加されている場合には、次のとおりとします。

- (1) 「この特約の内容」を次のとおり読み替えます。

この特約の内容
この特約は、外国通貨建の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金（以下「入院給付金等」といいます。）または健康給付金を円または指定通貨により支払う取扱について定めたものです。
- (2) 第1条第2号を次のとおり読み替えます。
 - (2) 主契約が被保険者の死亡または解約その他の事由により消滅する場合で、次のいずれかに該当したとき
 - (ア) 被保険者に支払うべき未請求の入院給付金等がある場合において、入院給付金等の受取人から申出があったとき
 - (イ) 据え置かれた健康給付金がある場合において、健康給付金の受取人から申出があったとき
- (3) 第2条中、「入院給付金等」を「入院給付金等または健康給付金」と読み替えます。

(4) 第3条中、「入院給付金等」を「入院給付金等または健康給付金」と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

円支払特約II 目次

この特約の内容

- 第1条 特約の適用
- 第2条 解約払戻金を支払う場合の取扱
- 第3条 死亡給付金を支払う場合の取扱
- 第4条 主契約が積立利率金利連動型年金（米ドル建）の場合の取扱
- 第5条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合の取扱
- 第6条 主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合の取扱
- 第7条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合の取扱
- 第8条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱
- 第9条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱
- 第10条 主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合の取扱
- 第11条 主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱
- 第12条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
- 第13条 主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合の取扱
- 第14条 主契約が指定通貨建終身保険の場合の取扱
- 第15条 主契約に介護前払特約が付加されている場合の取扱
- 第16条 終身保険移行特約により終身保険へ移行した場合の取扱
- 第17条 主契約が指定通貨建特別終身保険の場合の取扱
- 第18条 主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合の取扱
- 第19条 主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱
- 第20条 主約款の規定の準用

円支払特約II

この特約の内容

この特約は、外国通貨建の解約払戻金および死亡給付金等を円により支払う取扱について定めたものです。

(特約の適用)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）における外国通貨建の解約払戻金、死亡給付金および免責事由により死亡給付金が支払われない場合の積立金（以下「給付金等」といいます。）の請求の際、給付金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。
2. この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の給付金等を円に換算した金額により支払うものとします。

(解約払戻金を支払う場合の取扱)

- 第2条** 主契約の解約払戻金の請求の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があった場合には、解約払戻金を円により支払います。
2. 円により解約払戻金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて解約払戻金を円に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(死亡給付金を支払う場合の取扱)

- 第3条** 死亡給付金の請求の際、死亡給付金受取人から申出があった場合には、死亡給付金を円により支払います。
2. 円により死亡給付金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金を円に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. 免責事由により死亡給付金が支払われない場合で契約者から申出があったときは、前3項の規定を準用して、主約款に定める金額を円により支払います。

(主契約が積立利率金利運動型年金（米ドル建）の場合の取扱)

- 第4条** 主契約が積立利率金利運動型年金（米ドル建）の場合で、年金支払開始日において、年金額が会社の定めた金額に達しないことにより契約が消滅したものとみなされた場合には、支払うべき金額を第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算します。この場合、「解約払戻金」を「支払うべき金額」に、「必要書類が会社の本店に到着した日」を「年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日のいずれか遅い日」と読み替えます。

(主契約が予定利率金利運動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合の取扱)

- 第5条** 主契約が予定利率金利運動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合には、次のとおりとします。
1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。

3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

(主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合の取扱)

第6条 主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

(主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合の取扱)

第7条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

(主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱)

第8条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

(主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱)

第9条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

(主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合の取扱)

第10条 主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

(主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱)

第11条 主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」、「積立金」

を「責任準備金」と読み替えます。

3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

(主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱)

第12条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合で、年金支払開始日において、年金額が会社の定めた金額に達しないことにより契約が年金支払開始日の前日末に消滅したものとみなされた場合には、年金原資を第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算します。この場合、「解約払戻金」を「年金原資」に、「必要書類が会社の本店に到着した日」を「年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日のいずれか遅い日」と読み替えます。

(主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合の取扱)

第13条 主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合で、生存給付金円支払特約（目標額指定型）の規定により、目標準備金を契約者に払い戻す際、契約者から申出があった場合には、第1条（特約の適用）および第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算して支払います。

(主契約が指定通貨建終身保険の場合の取扱)

第14条 主契約が指定通貨建終身保険の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の受取人」と読み替えます。

(主契約に介護前払特約が付加されている場合の取扱)

第15条 主契約に介護前払特約が付加されている場合で、介護前払保険金の請求の際、介護前払保険金の受取人から申出があった場合には、第1条（特約の適用）および第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算して支払います。

(終身保険移行特約により終身保険へ移行した場合の取扱)

第16条 主契約に終身保険移行特約が付加されている場合には、次のとおりとします。

- (1) 第1条（特約の適用）を次のとおり読み替えます。

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている終身保険移行特約における外国通貨建の解約払戻金、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金および免責事由により特約死亡保険金が支払われない場合の特約積立金（以下「保険金等」といいます。）の請求の際、保険金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約を主契約に付加した場合には、終身保険移行特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の保険金等を円に換算した金額により支払うものとします。

- (2) 第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「主契約の」を「主契約に付加されている終身保険移行特約における」と読み替えます。

- (3) 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、次のとおり読み替えます。

①第1項および第2項中、「死亡給付金」を「特約死亡保険金および特約災害死亡保険金」と読み替えます。

②第1項中、「死亡給付金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。

③第4項中、「死亡給付金」を「特約死亡保険金」、「主約款に定める金額」を「終身保険移行特約条項に定める金額」と読み替えます。

(主契約が指定通貨建特別終身保険の場合の取扱)

第17条 主契約が指定通貨建特別終身保険の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または介護保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または介護保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または介護保険金の受取人」と読み替えます。

(主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合の取扱)

第18条 主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

(主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱)

第19条 主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」、「積立金」を「責任準備金」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

保険契約者代理特約 目次

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 保険契約者代理人の指定および変更指定
- 第3条 保険契約者代理人による手続き
- 第4条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の消滅
- 第7条 請求手続
- 第8条 主約款等の規定の準用
- 第9条 主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
- 第10条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
- 第11条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

保険契約者代理特約

この特約の内容

この特約は、保険契約者が会社の定める手続きを行うことができない会社所定の事情があるときに、保険契約者に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した保険契約者代理人が手続きを行うことを可能とするものです。

(特約の締結)

- 第1条** この特約において「保険契約者」とは、保険契約者のほか、つきの各号に定める者を含むものとします。(以下、これらを総称して「契約者」といいます。)
- (1) 保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者がいる場合は、その者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - (2) 保険金等（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款および特約ならびに特則の約款（以下「主約款等」といいます。）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません。以下同じ。）が据え置かれている場合のその保険金等の受取人または保険金等が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。以下同じ。）のその受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - (3) その他保険契約者に準じる者であると会社が認めた者
2. この特約は、主契約の締結の際、契約者の申出により主契約に付加して締結します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 4. 本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

(保険契約者代理人の指定および変更指定)

- 第2条** この特約を付加した場合、契約者は、会社の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（本項により指定された者を、以下「保険契約者代理人」といいます。）を指定して下さい。ただし、契約者が法人である場合は、保険契約者代理人の指定がなされなかつたものとみなします。
- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 契約者の直系血族
 - (3) 契約者の兄弟姉妹
 - (4) 契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている契約者の3親等内の親族
 - (5) 第1号から第4号までに定めるほか、次の範囲内の者で、契約者のために次条第2項に定める代理対象手続きを行うべき相当な関係があると会社が認めた者
 - ①契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている前号に定める以外の者
 - ②契約者の財産管理を行っている者
 - ③保険金等の受取人または継続年金受取人
 - ④その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、会社の同意を得て、前項に定める範囲内で、保険契約者代理人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 契約者が本項の変更指定を請求するときは、第7条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

(保険契約者代理人による手続き)

- 第3条** 契約者が手続きを行うことができない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した保険契約者代理人が、第7条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として手続きを

行うことができます。

(1) 手続きをを行う意思表示が困難であるとき

(2) その他前号に準じる状態であるとき

2. 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理対象手続き」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 次に定める手続きとします。

①主約款等に定める契約者が行うことができる手続き

②契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き

③会社の定める特約の付加等の申出

(2) 前号の規定にかかわらず、次に定める手続きを除きます。

①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求

②契約者の変更の請求

③告知を要する手続き

④保険契約者代理人の変更指定の請求

⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求

⑥指定代理請求人が代理することができる手続き

3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が前項の手続き時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、保険契約者代理人は前項の代理対象手続きを行なうことができません。

4. 契約者が第1項各号に定める手続きを行なうことができない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には契約者と生計を一にする3親等内の親族）が、第7条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として代理対象手続きを行なうことができます。

(1) 第8項第3号に該当したことにより保険契約者代理人が代理対象手続きを行なうことができないとき

(2) 保険契約者代理人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外であるとき

(3) 保険契約者代理人が指定されていないとき

5. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、会社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。

6. 第1項の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、契約者に対してその効力を生じます。

7. 第1項および第4項の規定により、会社が保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行なった契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

8. 本条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、その時における保険契約者代理人は代理対象手続きを行なうことができません。

(1) 保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせたとき

(2) 保険契約者代理人が故意に契約者を第1項に定める代理対象手続きを行なうことができない状態に該当させたとき

(3) 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき

(4) 保険契約者代理人が第5項の規定により会社が求めた事項を行なうことができなかったとき

9. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合で、代理対象手続きにかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者代理人または第4項に定める契約者の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第4条 この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約もしくは特則の告知義務

違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款等における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、保険契約者代理人または前条第4項に定める契約者の代理人に通知します。

(特約の解約)

第5条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第7条(請求手続)に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

(特約の消滅)

第6条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 契約者が死亡したとき
- (2) 契約者が変更されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (4) 契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険金等が据え置かれている場合で、その保険金等の受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅しないものとします。
 - (2) 保険金等または解約払戻金が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。）で、その受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅せず、特約の締結による場合は、この特約はその締結された特約にも適用されるものとします。

(請求手続)

第7条 この特約にもとづく請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 保険契約者代理人による手続き	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 (4) 保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
2. 第3条第4項に定める代理人による請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約者および代理人の戸籍謄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 契約者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
3. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書
4. 保険契約者代理人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、3または4の場合には保険証券等の証書に表示します。

(主約款等の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款等の規定を準用します。

(主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則)

第9条 (記載省略)

(長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則)

第10条 (記載省略)

(終身がん保険に付加した場合の特則)

第11条 この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）第3項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

指定代理請求特約 目次

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
- 第8条 請求手続
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
- 第11条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
- 第12条 愛の子供保険等に付加した場合の特則（※）
- 第13条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

指定代理請求特約

この特約の内容

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が保険金等を請求することを可能とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者の同意を得て、主契約の保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、主契約の被保険者の同意を得て主契約の保険契約者（年金保険の場合、年金支払開始後は主契約の年金受取人。以下「契約者」といいます。）から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. 本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加されている特約の保険金等のうち、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 主契約の被保険者が受け取ることとなる保険金等（主契約の被保険者と契約者が同一である場合の契約者が受け取ることとなる保険金等、および主契約の被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と契約者が同一である場合の保険料の払込免除

(指定代理請求人の指定および変更指定)

第3条 この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下同じ。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の兄弟姉妹
 - (4) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (5) 第1号から第4号までに定めるほか、次の範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
 - ①主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている前号に定める以外の者
 - ②主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - ③死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人または継続年金受取人
 - ④その他前記①から③までに定める者と同等の関係にある者
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 契約者が本項の変更指定を請求するときは、第8条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

(指定代理請求人等による保険金等の請求)

- 第4条 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、第8条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとき
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていないとき
 - (3) その他、前2号に準じる状態であるとき
2. 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
3. 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする3親等内の親族）が、第8条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡しているとき
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外であるとき
 - (3) 指定代理請求人が指定されていないとき
4. 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
6. 保険金等の支払にかかる必要な事項の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

- 第5条 この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

(特約の解約)

- 第6条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第8条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

(主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱)

- 第7条 この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約に定めるところにより取り扱います。

(請求手続)

第8条 この特約にもとづく保険金等の請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 保険金等の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
2. 第4条第3項に定める代理人による請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍謄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
3. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書
4. 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、3または4の場合には保険証券等の証書に表示します。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則)

第10条 (記載省略)

(長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則)

第11条 (記載省略)

(愛の子供保険等に付加した場合の特則)

第12条 (記載省略)

(終身がん保険に付加した場合の特則)

第13条 この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条(特約の締結)第2項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（以下「契約」といいます。）の申込手続を行う場合に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、主たる契約（以下「主契約」といいます。）に附加して締結します。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に附加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 契約者は、契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。
- (3) 第1号または前号による場合、主契約の普通保険約款の規定中、次に掲げる規定があるときは、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	所定の書面で質問した	この特約に定める情報端末に表示された所定の画面で質問した
	その書面により告知して下さい。	その情報端末に表示された所定の画面に必要な事項を入力することにより告知して下さい。
年齢または性別の誤りの処理に関する規定	契約申込書に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された
法人契約の特則中の告知義務の特則に関する規定	(契約) 申込書にその法人の代表者として記名・押印した者	この特約に定める情報端末の契約の申込画面にその法人の代表者として表示された者
特別勘定の指定に関する規定	保険契約申込書（以下「契約申込書」といいます。）に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された

MEMO

ニッセイ・ウェルス生命からのお願い

- ◆ご照会に対しては、より早く正確に回答申し上げたく存じますので、必ずご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、契約年月日をお忘れなくご連絡ください。
- ◆保険証券はあらゆるお手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。
- ◆ご契約についてのお問い合わせやご相談は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

説明事項 ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことなどを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 生命保険募集人について
- 生命保険契約者保護機構について
- 告知について
- ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について
- ご契約の責任開始期について
- 外国通貨のお取扱いに必要となる費用について
- 為替リスクについて
- 紙付金等をお支払いできない場合について
- 解約と払戻金について

上記の項目等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、ご契約締結後は後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お問い合わせについて



ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター
☎ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

諸利率のご案内

最新の諸利率につきましては、ニッセイ・ウェルス生命ホームページにてご覧いただけます。



ニッセイ・ウェルス生命 ホームページ
www.nw-life.co.jp

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1